

## 令和8年度(2026) 出雲市病院事業会計当初予算の概要

### 1. 予算の概要

総合医療センターでは、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、経営強化プランに掲げる取組を着実に実行し、経常黒字化及び内部留保資金の安定的な確保に向け経営強化を図っていくこととしています。

令和8年度は、前年度までに取り組んできた健診センター拡張による健診・ドックの拡充、回復期リハビリテーション病棟の機能強化及び急性期病床の一部病床機能転換（地域包括ケア病床の拡充）により、入院患者数及び受診者数の更なる増加を目指し增收を図ります。

収益的収入では、入院患者数を1日平均173人、外来患者数を1日平均256人、健診・ドック受診者数を年間15,274人と見込み、医業収益は令和8年度診療報酬改定を反映し、前年度に対し約3億1,370万円の増としています。医業外収益を含む収益的収入全体は、前年度に対し約2億9,560万円の増としています。

一方、収益的支出では、医師確保による人員増や給与改定の影響により給与費は前年度に対し約1億4,870万円の増としています。材料費は、より安価な材料の調達を行うことにより、前年度に対し約1,460万円の減としています。これにより医業費用は前年度に対し約1億2,520万円の増となり、経常収支については、約1億7,190万円の赤字を見込んでいます。

また、資本的収支では、医療器械備品更新等の建設改良費や企業債償還金等で約6億8,510万円の支出とし、財源不足額は約1億5,730万円を見込んでいます。

なお、令和8年度末の損益勘定留保資金残高は、約5億8,420万円を見込んでいます。

総合医療センターでは、「地域で暮らす」を支える病院をスローガンに掲げ、高度急性期病院と連携した地域完結型医療を推進し、地域住民の皆様が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「治し支える医療」に取り組んでいきます。

### 2. 業務の予定量

区 分		令和8年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	比較 (R8予算 - R7予算)
入院	一般 病床 (147床)	年間患者数(人)	46,720	45,260 1,460
		1日平均患者数(人)	128.0	124.0 4.0
		病床利用率	87.1%	84.4% 2.7%
		平均単価(円)	39,976	36,907 3,069
	療養 病床 (52床)	年間患者数(人)	16,425	15,330 1,095
		1日平均患者数(人)	45.0	42.0 3.0
		病床利用率	86.5%	80.8% 5.7%
		平均単価(円)	19,466	19,392 74
	計 (199床)	年間患者数(人)	63,145	60,590 2,555
		1日平均患者数(人)	173.0	166.0 7.0
		病床利用率	86.9%	83.4% 3.5%
外来		年間患者数(人)	61,696	63,404 △ 1,708
		1日平均患者数(人)	256.0	262.0 △ 6.0
		平均単価(円)	10,958	10,761 197
訪問看護		年間患者数(人)	6,025	6,413 △ 388
		1日平均患者数(人)	25.0	26.5 △ 1.5
		平均単価(円)	9,400	9,300 100
検 診	健診・ドック受診者数(人)	15,274	15,316 △ 42	
診療日数	入院(日)	365	365 0	
	外来(日)	241	242 △ 1	

### 3. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

区分	令和8年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	比較 (R8予算-R7予算)
収入	第1款 事業収益	4,085,275	3,789,677
	第1項 医業収益	3,467,824	3,154,116
	入院収益	2,187,397	1,967,670
	うち一般	1,867,667	1,670,392
	うち療養	319,730	297,278
	外来収益	692,369	682,318
	その他医業収益	413,691	404,707
	うち健診・ドック	361,659	353,951
	他会計負担金(救急医療分)	174,367	99,421
	第2項 医業外収益	560,317	575,421
	うち補助金	3,719	5,402
	うち他会計負担金	361,828	375,185
	うち長期前受金戻入	166,692	165,810
	第3項 訪問看護収益	56,634	59,640
	第4項 特別利益	500	500
支出	第1款 事業費用	4,266,707	4,141,508
	第1項 医業費用	4,136,011	4,003,938
	うち給与費	2,715,735	2,567,026
	うち材料費	395,455	410,094
	うち経費	653,067	647,119
	うち減価償却費	338,195	346,910
	第2項 医業外費用	63,074	67,013
	うち支払利息	35,792	36,217
	第3項 訪問看護費用	56,622	62,557
	うち給与費	54,126	60,080
	第4項 特別損失	10,000	7,000
	第5項 予備費	1,000	1,000
	収益的収入支出差引額	△ 181,432	△ 351,831
	特別損益を除く収支	△ 171,932	△ 345,331
	現金収支(償却前損益)	2,236	△ 152,306
			154,542

### 4. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

区分	令和8年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	比較 (R8予算-R7予算)
収入	第1款 資本的収入	527,805	272,354
	第1項 企業債	380,000	110,000
	第2項 他会計負担金	147,805	154,394
	第5項 県補助金	0	7,960
支出	第1款 資本的支出	685,142	421,477
	第1項 建設改良費	380,000	110,000
	第2項 企業債償還金	302,742	309,077
	第3項 長期貸付金	2,400	2,400
	資本的収入支出差引額(財源不足額)	△ 157,337	△ 149,123
			△ 8,214

### 5. 損益勘定留保資金

(単位:千円)

区分	令和7年度末残高(見込)	令和8年度		令和8年度末残高(見込)
		現金収支(3条)	資本的収支補てん額	
予算	739,385	2,236	△ 157,337	584,284
プラン	923,389	144,479	△ 154,998	912,870
差額	△ 184,004	△ 142,243	△ 2,339	△ 328,586

## 令和7年度(2025)出雲市病院事業会計第2回補正予算の概要

### 1. 補正理由

- 総務省が定める繰出基準の項目にある「不採算地区に所在する中核的病院」に該当することとなつたため、繰入金の項目に追加するとともに、当該項目の趣旨を踏まえ、関連する既定予算の繰入金項目を再算定する。
- 令和7年人事院勧告の趣旨等を踏まえた給与改定の財源措置等として、普通交付税の追加交付が行われたことから、病院事業の給与費増分の一部として繰り入れる。
- 「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」に係る国庫補助金を追加する。

### 2. 補正予算の概要

#### (1)収益的収入及び支出

(収益的収入) (単位:千円)

款	項	目	既 決 額	補正予定額	計
1. 事 業 収 益			3,795,891	110,790	3,906,681
	1. 医 業 収 益		3,154,116	62,000	3,216,116
		4. 他会計負担金	99,421	62,000	161,421
	2. 医 業 外 収 益		581,635	48,790	630,425
		3. 補 助 金	5,402	43,805	49,207
		4. 他会計負担金	381,399	4,985	386,384

不採算地区に所在する中核的病院の機能維持に要する経費の繰入金	82,000
医師確保に要する経費の繰入金の振替減	△ 106,000
救急医療の確保に要する経費の繰入金	62,000
給与費増分の一部の繰入金	28,985
賃上げ・物価上昇に対する国庫補助金	43,805
合 計	110,790

#### (2)損益勘定留保資金

(単位:千円)

区分	令和6年度末残高	令和7年度		令和7年度末残高(見込)
		現金収支(3条)	資本的収支補てん額	
予算	963,595	△ 75,088	△ 149,122	739,385
プラン	1,088,622	△ 7,178	△ 158,055	923,389
差額	△ 125,027	△ 67,910	8,933	△ 184,004

## 《参考》

### 不採算地区に所在する中核的病院に係る特別交付税措置

#### (1)趣旨

過疎地等の民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講じる。

#### (2)対象要件

「不採算地区」※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i ) 及び ii )を満たすこと。

i )県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること  
ii )べき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

※「不採算地区」とは、次に掲げる条件を満たす地域

- ・第1種：当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上
- ・第2種：当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満

#### (3)財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費(医師確保に要する経費等)に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講じる。